

# 重要事項説明書

(居宅介護支援事業)

利用者： \_\_\_\_\_ 様

事業者： 居宅介護支援事業所 野比苑

## 居宅介護支援事業所重要事項説明書

### 1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 (番号) 046-839-2083 (月～金曜日 09:00～17:00)

担当 管理責任者・介護支援専門員 兼務 進藤 亜紀子

※ ご不明な点は、何でもおたずねください。

### 2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所 野比苑
所在地	神奈川県横須賀市野比 1-41-1
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (横須賀市 番号1471902526号)
サービスを提供する 実施地域※	(地域名) 根岸町、大津町、馬堀町、馬堀海岸、桜が丘、池田町、走水、久里浜台、長瀬、久比里、若宮台、舟倉、内川、内川新田、佐原、岩戸、久村、久里浜、神明町、ハイランド、野比、栗田、光の丘、長沢、グリーンハイツ、津久井

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者 (兼務) 1名 介護支援専門員 1名

事務員 (兼務) 1名

(3) 営業時間

月～金曜日 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分まで

(土曜・日曜・12月30日～1月3日は休業)

### 3. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙2「サービス提供の標準的なながれ」参照

### 4. 利用料金

(1) 居宅介護支援費 (ケアプラン作成料)

※要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。

初回の利用月	要介護1・2の方	15,024円
	要介護3以上の方	18,406円
2ヶ月目以降	要介護1・2の方	11,772円
	要介護3以上の方	15,154円

ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口へ提出しますと、全額払戻を受けられます。

(2) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、いっさい料金はかかりません。



ています。

- (3) 居宅介護支援事業所は、感染症のまん延防止のための指針を整備し、その対策を検討する委員会を定期的に開催し、また職員に対し研修及び訓練を定期的実施するなど必要な措置を講じています。
- (4) 居宅介護支援事業所では、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的、継続的に提供されるように業務継続計画を予め策定し、必要な研修や訓練を定期的実施し、感染症や災害の発生時には、計画に従って速やかに必要な措置を講じています。
- (5) 居宅介護支援事業所では、職場や訪問先でのハラスメントの発生又は再発を防止するための指針を整備するとともに、相談・対応体制の整備(当事者の保護含む)及びマニュアルを併せて整備し、また研修を実施するなど必要な措置を講じています。

(付属別紙1)

## 要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

### 1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

### 2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

### 3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

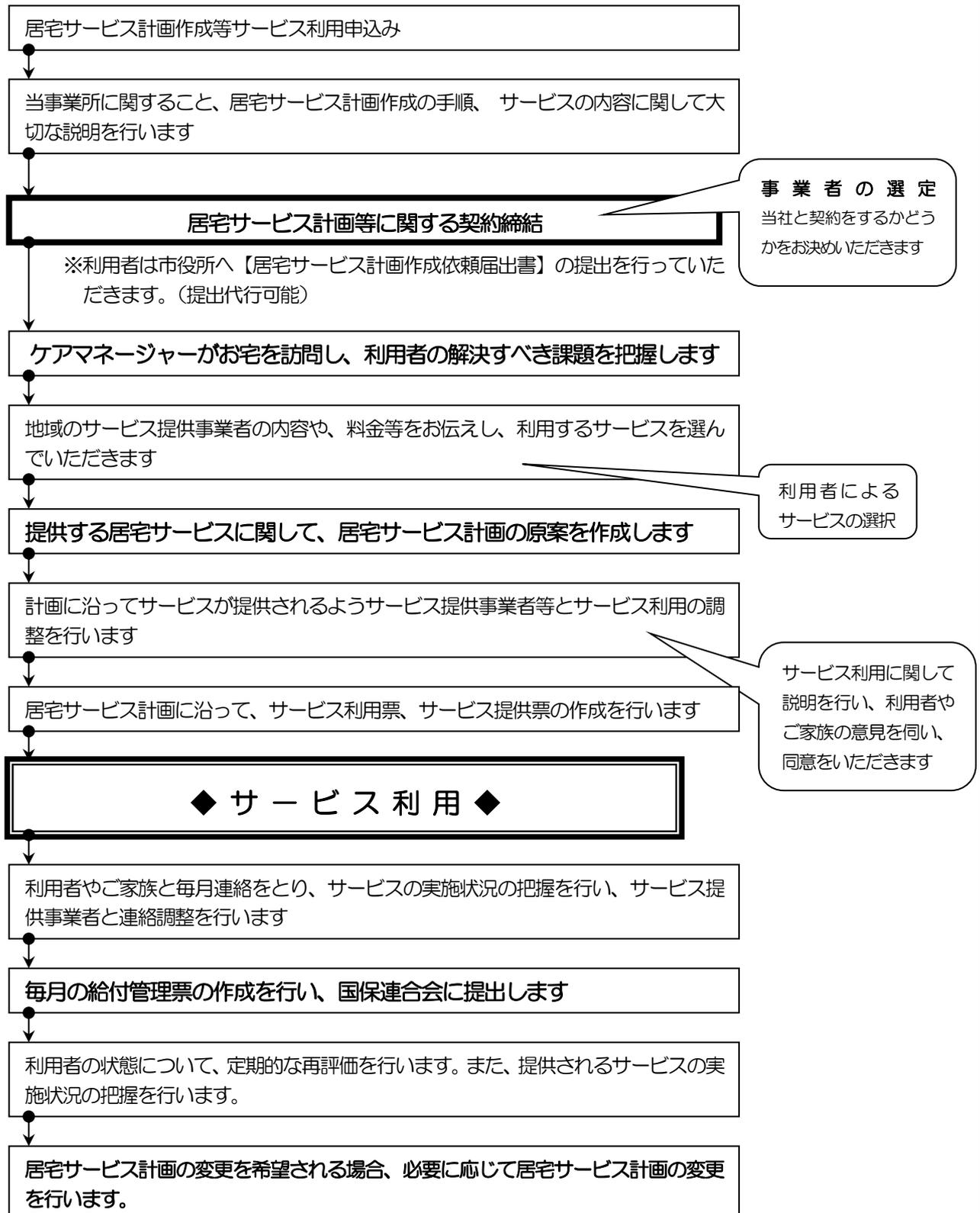
### 4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料は、原則的に利用者にご負担いただくこととなります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくこととなります。

(付属別紙2)

サービス提供の標準的な流れ



令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 神奈川県横須賀市野比1-41-1  
名称 居宅介護支援事業所 野比苑  
説明者 進藤 亜紀子 印

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受け、同意し、交付を受けました。

利用者 住所  
氏名 印

署名代行者  
私は、本人の契約意思を確認し署名代行いたしました。

署名代行  
事由：

(代理人)  
住所  
氏名 印